### 島根県消費者センター

## 消費者被害注意情報

201805号

平成30年12月6日 島根県消費者センター

神谷(啓発)・田邊(相談)

Tel:0852-22-5103 Fax:0852-32-5918

E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

# 男性の通販トラブル増加!

### 健康食品、スキンケア、ダイエットや筋肉増強サプリも

#### (相談事例)

健康も美も極めたい

- 〇スマホのサイトで精力剤を見つけ、連絡先に電話をかけたが繋がらなかった。その後、 外国人と思われる相手から電話がかかり、メールアドレスを教えると「コンビニ決済を して13桁の数字を教えて」との説明を受けた。どうしたらいいだろうか。(60歳代)
- 〇テレビショッピングで「濃いヒゲを抑える効果がある乳液」が980円というのを見て パソコンから注文した。月末に商品が届いた後、2回目の商品が届いたので電話で断っ た。しかし、その後も商品の送付が続き、高額な請求書が届いた。(50歳代)
- 〇ネット通販でお試し500円の筋肉増強サプリメントを注文した。ところがサイトをよく見ると、4回の定期購入で総額2万円、途中解約なら差額を支払うことになっていた。「解約は電話で」とあるが、電話番号が分からない。(40歳代)

#### 県消費者センターから

健康増進や身だしなみに気を使う男性が増え、周りを気にせず気軽に注文できるネット 通販やカタログショッピング、テレビショッピングなど、様々な通信販売が利用されてい ますが、一方でトラブルも増えています。

通信販売については、広告に表示する内容等が「特定商取引法」で定められています。 しかし、文字が小さく分かりにくいなど、表示に問題がある場合もあります。 申し込みをする前に利用条件等を十分確認することが大切です。

## 通信販売を賢く使うためのチェックポイント

ポイント1:「定期購入」が条件になっていないか確認する。

(「お試し」といった表示に惑わされないよう注意が必要です。)

ポイント2:解約や返品の条件を確認する。

(通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。)

ポイント3:前払いは避ける。

(業者と連絡が取れなくなるおそれがあります。)

トラブル相談は

消費者ホットライン

局番なしの 1 8 8 泣き寝入りは い や や

お近くの消費生活センター等につながります

契約内容に疑問がある場合 や、トラブルになったとき は、ためらわずに相談して ほしいゾウ!



島根県消費者センター マスコットキャラクター だまされないゾウくん